

# 定例教育委員会会議録

平成29年11月27日

境港市教育委員会（平成29年11月27日委員会会議録）

招集年月日 平成29年11月27日 14時00分

---

招集場所 市役所第一会議室

---

開 会 14時00分 教育長宣言

---

出席委員 ① 松本 敏浩 ② 十河 淳 ③ 酒井 伊津子  
⑤ 徳永 由樹

---

教育長から説明のため出席を求められた者

---

教育委員会事務局参事 川 端 豊

---

教育委員会事務局長 藤 川 順 一

---

学校教育課長 影 本 純

---

学校教育課長補佐 門 脇 克 美

---

生涯学習課長 黒 崎 享

---

教育総務課長補佐 松 本 昭 児

---

教育総務課係長 荒 岡 真 樹

---

傍聴者数 なし

---

会議書記 教育総務課係長 荒 岡 真 樹

---

提出議案 議案第20号 境港市小・中学校管理規則の一部を改正する  
規則の制定について

---

議案第21号 境港市立学校職員の服務に関する規程の一部  
を改正する規程の制定について

---

報告事項 11月の行事報告、12月の行事予定など

---

### 【1. 開会】

○松本教育長 それでは、ただいまから11月の定例教育委員会を始めます。

### 【2. 前回議事録承認】

### 【3・議事】

○松本教育長 議案第20号境港市小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について説明をお願いします。

○学校教育課長 議案第20号境港市小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定についてです。管理規則の改定は、このたび県教育委員会が新給与システムを導入するにあたり、勤怠管理も合わせてできるようになることによるものです。平成30年1月から運用され、勤怠管理は平成29年12月から導入されます。特に出勤管理については、従来は出勤簿に捺印をしていましたが、電磁的記録によって管理されるようになります。第21条と第23条に関しては、学校教育法が変わり、「学校事務に従事する」が「事務をつかさどる」になり、単に事務に従事するだけでなく、学校全般の事務にかかわり、学校運営にも参画するようにという意味合いになります。

○松本教育長 続けて、議案第21号境港市立学校職員の服務に関する規程の一部を改正する規程の制定についても関連する事項ですので説明をお願いします。

○学校教育課長 議案第21号境港市立学校職員の服務に関する規程の一部を改正する規程の制定についてです。こちらも新給与システム導入によるものが主な事項です。出勤時刻の電磁的記録、休暇申請のシステム化、履歴変更のシステム化を行うために服務の規程を変えています。あわせて以前整備されていなかった就学部分休業、自己啓発休業等についてもこの機会に整備するため、規程の内容や様式を変更します。説明は以上です。

- 松本教育長                    まずは議案第20号について質問等ございますか。
- 十河委員                      この運用はもう始まっているのでしょうか。
- 学校教育課長                教育委員会で承認をうけてからの運用になります。12月1日からの運用を予定しています。
- 松本教育長                    そのほか質問がございませうか。(なし) それでは議案第20号は承認でよろしいですか。(異議なし) 議案第20号は承認とします。続いて、議案第21号について質問がございませうか。
- 酒井委員                      高齢者部分休業とはどういうものなのでしょうか。
- 学校教育課長                これは満55歳を超えた者は勤務時間の一部を休業することができ、その分、給与から差し引くという制度を県が行っています。これに合わせて規程も変更します。
- 松本教育長                    そのほか質問がありますか。県の教育委員会から服務に関する通知が来ていて、それと市の規程を比べながらの変更になっています。よろしいのでしょうか。(異議なし) それでは、議案第21号も承認とします。協議事項は教育委員会事務局からはありませんが委員の皆さんからありますか。(なし) それでは、続いて報告事項をお願いします。

#### 【4. 報告事項】

《学校教育課、生涯学習課 行事等報告》

- 松本教育長                    境港市学校適正配置庁内連絡調整委員会の設置要綱の制定について説明をお願いします。
- 教育委員会事務局長        境港市学校適正配置庁内連絡調整委員会を立ち上げることであります。庁内の各課長級職員が委員となって調整を行います。設置の目的は、境港市立小・中学校の適正な規模及び配置について、境港市校区審議会からの答申を踏まえ、再編整備の具体的な方策等の諸課題を調査及び検討するためです。最終的には教育委員会で適正配置計画・整備計画を策定することになりますが、策定にあたり、市

長部局でなければ揃えられない資料がありますので、教育委員会からの資料提出依頼などを受けて、意見・提言などを行っていきます。委員としては、委員長は教育総務課長、副委員長に学校教育課長、委員に財政課長、地域振興課長、子育て支援課長、管理課長、都市整備課長、生涯学習課長で構成します。説明は以上です。

○松本教育長

非常に大きな決断を教育委員会でしていかなければなりません。これからの小学校・中学校をどういう風に編成していくのかということを決めていかなければなりません。教育委員会としても、財政状況であったり、土地の問題とか、いろいろな情報が必要になります。資料とか、市の考え方を連絡調整委員会で調整してもらい、教育委員会に情報提供をしてもらいます。この中に総合教育会議もありまして、市長を交えてどういった方向がいいか、というような協議もします。最終的に教育委員会で方向性を決めていくことになります。

質問等はありませんか。(なし) これからも協議を進めていく上で、わからないことなどでてくると思いますのでその都度、ご質問をしていただければと思います。

## 【6. 閉会】

○松本教育長

それでは議題は終了しました。本日の定例委員会は閉会といたします。ありがとうございました。